

◇◇◇◇ お手続きのご案内 ◇◇◇◇

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども〈だいし〉をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

以下「お手続きの流れ」にそって、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に第四銀行ローン受付センターまでお問い合わせください。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

敬 具

お手続きの流れ（新規お申し込み）

① Web・電話にてお申込み

② 事前審査と回答

電話にて事前審査結果をご連絡します。

③ 申込書類のプリントアウト

事前審査がお済の方は、ホームページ画面の

借入申込書のプリントアウトはこちら
自動借入サービスバックアップローン
借入申込書兼保証委託依頼書(PDF)

ボタンを押して、A4サイズの普通紙にプリントアウトしてください（本紙1枚含め合計6枚）。

④ 申込書類のご記入

必ず「お借り入れをされるご本人さま」がご記入ください。

※修正液等による訂正ができませんので、お間違いのないようお願い致します。

⑤ 申込書類の送付

F A X	ご 郵 送
以下の書類を下記FAX番号あてに送信してください（受付時間：24時間365日）。 FAX番号 025-288-5426	郵便でご送付を希望される場合は、添付の返信用封筒、またはお手持ちの封筒に以下の書類を同封のうえ、書類を郵送ください。 添付の返信用封筒をご利用される場合は、中身が透けないよう厚い印刷用紙で印刷いただきますようお願いいたします。 なお、お手数ですが切手をお貼りのうえご投函ください。

〈ご送付いただく書類〉

- 自動借入サービスバックアップローン借入申込書兼保証委託依頼書

〈お問い合わせ先〉 だいしローン受付センター 電話番号：0120-86-6070

自動借入サービスバックアップローン借入申込書兼保証委託依頼書

株式会社 第四銀行 御中
 第四信用保証株式会社 御中

私は、別紙「バックアップローン・ローン規定」、「保証委託約款」、「個人情報の取り扱いに関する同意条項」の各条項に同意の上、株式会社第四銀行に「自動借入サービス(バックアップローン)」の利用を申込み、第四信用保証株式会社に、その保証をお願いします。私が第四銀行より承諾を受けましたうえは、本商品に適用される各種規定等に従い、債務弁済の義務を履行します。

だいしローン受付センター
FAX 025-288-5426
 (受付時間：24時間365日)

1. お申し込みのご本人さまについて

申込日	平成 年 月 日	生年月日	昭和 平成 年 月 日	性別	男 ・ 女
フリガナ					
お名前 (自署)					
ご住所	〒 -	☎() -	携帯() -		
	都道 府県	市区 郡			

3. 送付書類について

下記書類をFAXまたは郵送にてご送付下さい。

自動借入サービスバックアップローン
 借入申込書兼保証委託依頼書

2. お申し込み内容について

希望貸越極度額	10・30・50 万円 ※ご希望される貸越極度額に○をつけてください。	利率(固定金利)	年10.0%(保証料含む)
取引用預金口座	お取引店 第四銀行 支店 普通預金口座番号(本人名義のみ)	私は、バックアップローン・ローン規定に基づき、当座貸越取引を行うに際し、取引用預金口座として左記口座を利用することを依頼します。	
契約期限	貸越極度設定日の3年後の応答日の属する月末日とします。(3年毎自動更新) ただし、満65歳の誕生日以降は、契約期限の更新はいたしません。	資金用途	ご自由 (事業性・投機目的資金は除きます)

◆ご留意いただきたい事項

- ・事前審査の受付内容と本申込書の内容等を精査のうえ、融資の可否について決定します。
- ・なお、申込書の内容が相違している場合はご融資をお断りする場合がございます。
- ・お申込内容確認のためにお届けの電話番号に銀行名にてご連絡させて頂くことがあります。
- ・当行にご提出いただいた本申込書等の書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

銀行使用欄

確認法	1. 済確認 ①面 ②通・印・力 (店名 □番) ③聞(記書作成)	2. 本人 確認要 記録書の 作成	担当印
	徵求書類	運転免許証 パスポート その他()	担当印

取引時確認		
特定取引	該当	非
取引時確認	未	済・外
「該当」・「未」のとき	チェック	確認印
記書作成		
イメージ		
確認登録		

CONTACTセンター長	検印	係印	DB照会
〈営業店使用欄〉		〈センター使用欄〉	
検印	係印	検印	係印

■下記の封筒を切り抜いて
ご使用ください。

切手を貼って
ご投函ください。

25g 以内 82 円
50g 以内 92 円

9 5 0 - 0 9 1 6

(株)第四銀行

だいしローン受付センター
行

新潟市中央区米山二丁目二四番地

新潟駅南センタービル3階



封入前にご郵送
いただく書類を
いま一度ご確認
ください。

ご郵送いただく書類

- 自動借入サービスバックアップローン
借入申込書兼保証委託依頼書

バックアップローン・ローン規定

第1条 (契約)

本契約は、借主からの申込を株式会社第四銀行 (以下「当行」という) が承諾し、当行が貸越極度を設定した時に成立します。

第2条 (貸越極度の設定等)

- バックアップローン取引 (以下「本取引」という) は、当行本支店のうちいずれか1か店のみで貸越極度を設定できるものとします。
- 本取引をご利用された場合は、毎年2月および8月の年2回「普通預金利息計算書」を郵送します。

第3条 (取引の方法)

- 本取引は、カードおよび現金自動支払機 (以下「CD」という)・現金自動預入払出機 (以下「ATM」という) の利用による当座貸越取引とし、小切手・手形の振出または引受は行いません。
- 当行本支店においてCD・ATMに加え、当行所定の普通預金請求書に借主の氏名および金額を記入のうえ、取引用預金口座 (以下「取引用口座」という) の届出印を押印し窓口へ提出することにより借入を行うこともできるものとします。
- カードおよびCD・ATMの取扱いについては、「だいたいバンクカード・キャッシュカード規定」によるものとします。

第4条 (貸越極度額)

- 本取引における貸越極度額は、当行および第四信用保証株式会社 (以下「保証会社」という) が審査のうえ決定し、借主に通知します。
- 貸越極度額については、当行は本取引の利用状況その他の事情を勘案して、当行所定の方法により、事前に借主に通知することにより増額または減額することができるものとします。ただし、増額については、借主から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
- 前項の貸越極度額を超えて当行が貸越をした場合は、本規定が適用されるものとします。

第5条 (当座貸越の利用)

- 本取引にもとづく当座貸越は、「取引用口座」の残高がない場合 (総合口座取引の場合は、総合口座取引規定による当座貸越の極度額に達している場合) に利用するものとします。
- 取引用口座にかかわる各種料金の自動支払の請求があり、前項に該当する場合は、当座貸越により借入れ、借入金は自動支払の決済に充当されるものとします。
- 本取引にもとづく当座貸越は当行本支店のどこの店舗でも利用することができるものとします。
- 総合口座による貸越金の担保となる定期預金を預入れた (追加預入を含む) 場合、本取引による貸越金があるときは、その貸越金は総合口座の当座貸越極度額または極度額の増加の範囲内で総合口座取引規定による貸越金として取り扱うものとします。
- 総合口座による貸越金の担保となっていない定期預金が解約されたことにより、総合口座による貸越金残高が総合口座取引の当座貸越極度額を越えた場合、越えた金額は、貸越極度額の範囲内で、本取引による貸越金として取り扱うものとします。その場合、貸越極度額を越える全額は、直ちに返済するものとします。

第6条 (契約期限等)

- 本取引における契約期限は、貸越極度設定日の3年後の応当日が属する月の末日までとします。ただし、契約期限の1ヶ月前までに当事者的一方から特段の意思表示がない場合には、この期限はさらに3年間延長するものとし、以後も同様とします。
- 前項の規定にかかわらず、満65歳の誕生日以降は契約期限の延長は行わないものとします。
- 当行および保証会社は、前項1の契約期限延長に関して途中審査を行います。途中審査にあたっては、当行および保証会社が資料の提出または報告を求めたときには、借主は直ちにこれに応じるものとします。
- 契約期限の1ヶ月前までに当事者が期間を延長しない旨の申し出がなされた場合、および借主が満65歳の誕生日以降の契約期限を延長した場合は次のとおりとします。
 - 契約期限の翌日以降、本取引による当座貸越は受けられません。
 - 契約期限までに当座貸越元金全額 (以下「借越全額」という) を返済します。
 - 契約期限に当座貸越元金がない場合は、契約期限の翌日以降、当行所定の日に本取引は直ちに解約されるものとします。

第7条 (利息・損害金等)

- 本取引の当座貸越借入金の利息 (保証料を含む) は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第3日曜日 (銀行休業日は翌営業日) の前日に、最終残高法により、2月 (または8月) の第3日曜日 (または8月) の第3日曜日の前日までの毎日の利息対象残高を合計したものに、当行の定める利率 (保証料率を含む) を乗じて、365日の日割計算により算出し、毎年2月と8月の第3日曜日 (銀行休業日は翌営業日) に取引用口座から自動的に引落し、または貸越元金に組み入れるものとします。
(注) 最終残高法とは、当日の利息対象残高に日数を乗じて積算を算出する方法です。
- 前項の組み入れにより、貸越極度額を超える場合には、直ちに貸越極度額を超える金額を支払うものとします。
この場合、当行から「貸越極度超過額ご返済のお願い」を郵送します。
当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年14% (年365日の日割計算) とします。但し、利息、割引料、保証料については損害金は付しません。
- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、当行は貸越利率および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容はあらかじめ当行から借主に書面により通知するものとします。

第8条 (返済)

- 随時に任意の金額を返済できるものとします。
- 当行本支店窓口において、当行所定の入金票に氏名・金額を記入のうえ提出することにより返済することができます。
- 前項1, 2に定めるほか、カードを使用し当行のATMもしくは当行が提携する企業または金融機関のATMのうち当行が利用を認めたATMにより返済を行うことができるものとします。
- 本取引にもとづく貸越金の残高がある場合は、取引用口座に受入れ、または振込された資金 (受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く) は、貸越金の残高に達するまで、自動的に貸越金の返済にあてるものとします。なお、総合口座取引による貸越金がある場合は、本取引による貸越金から先に返済にあてるものとします。
- 当行は貸越極度額をこえて貸越をした場合において、取引用口座に受入れた振込された資金 (受入れた証券類の金額は決済されるまで、この資金から除く) があたる場合は、貸越極度額を越える額につき、各種料金の支払いに優先してこの返済に充当することができず。

第9条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの通知・催告等がなくても、借主は本取引によるいっさいの債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
 - 支払の停止または破産、民事再生手続等の法的整理開始の申出があったとき。
 - 弁護士等から任意整理、破産申立、民事再生手続開始の申出等の受任通知を受領したとき。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 行方不明となり当行からの通知が届出の住所に到着しなくなったとき。
 - 相続の開始があったとき。
- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求がありしだい、借主は本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。
 - 当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - 当行との取引約定の一つでも違反したとき。
 - 当行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前号(1)から(3)のほか信用状態に著しい変化が生じるなど債務の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前項2の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第10条 (貸越の中止)

- 第7条に定める当座貸越期間中の利息組み入れにより貸越極度額を超過している場合、または、第9条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな当座貸越を受けられないものとします。
- 前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、当行はいつでも新たな当座貸越を中止することができるものとします。

第11条 (解約)

- 借主は本取引を解約する場合は、当行所定の書面により口座開設店に通知して、直ちに本取引による債務全額を返済します。
- 第9条1項、2項の各号の事由が生じたときは、当行はいつでも本取引を解約できるものとし、この場合借主は直ちに本取引による債務全額を返済します。

第12条 (反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下これらを「暴力団員等」という) に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
- 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合であっても、借主は当行になんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第13条 (銀行からの相殺)

- 当行は、本取引による債務の返済日が到来したものの、または第9条によって返済しなければならぬ本取引による債務全額と借主の当行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができるものとします。また、預金その他の債権の残高が、借主の債務全額を消滅させるに足りないときは、当行は該当の預金その他の債権を解約することができるものとします。
この場合、当行は書面によりその旨通知するものとします。
- 前項によって相殺をする場合は、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第14条 (借主からの相殺)

- 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の預金その他の債権とを、この債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書および通帳は届出印を押しつけて直ちに当行に提出するものとします。
- 前項1によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

第15条 (債務の返済等にあつては順序)

- 当行から相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上の事由により、どの債権との相殺にあてるかを指定することができるものとします。また、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主は、その指定の債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主が指定しなかったときは、当行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。また、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
- 前項2、3により当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条 (危険負担および代わり契約証書の差し入れ)

- 当行に差し入れた契約書等が事変、災害等当行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。
- この場合、借主は、当行の請求によって代わり契約書等を差し入れるものとします。

第17条 (印鑑照合)

- 当行が本取引にかかわる諸語その他の書類に使用された印影 (または署名) を、取引用口座の届出印、または借入申込書等の署名と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については借主の負担とし、当行は責任を負わないものとします。
- 本規定による当行の権利の行使もしくは保全に要した費用は、借主が負担します。

第18条 (届出事項の変更等)

- 氏名、住所、電話番号等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当行に届出するものとします。
- 前項の届出を怠ったために、当行に最後の届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。

第19条 (報告および調査)

- 当行が債権保全上必要と認めて請求したときは、信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第20条 (成年後見人等の届出)

- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、借主についてその氏名に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1、2と同様に当行に届出するものとします。
- 借主およびその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届出するものとします。
- 前項1から前項4の届出前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

第21条 (合意管轄)

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることとします。

第22条 (規定の変更)

この規定の内容を変更する場合は、当行は変更内容および変更日をホームページへの掲載により通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容により本取引を行うものとします。

第23条 (譲渡・買入の禁止)

カードの譲渡・買入または貸与は禁止します。これによって損害が発生した場合は、すべて借主が負担します。

第24条 (管理・回収業務の委託)

当行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき財務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第25条 (債権譲渡)

借主は、当行が本取引に基づく債権を他の金融機関に譲渡 (信託を含む) する場合のあることをあらかじめ承諾するものとします。

第26条 (会話内容の記録)

当行は、お客さまからのお申出内容を正確に把握するため、契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと当行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。

保証委託約款

保証委託者（以下「私」という）は、次の各条項を承認のうえ、株式会社第四銀行（以下「銀行」という）とのバックアップローン・ローン規定にもとづき、私が銀行に対し負担する債務については、第四信用保証株式会社（以下「貴社」という）に保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が貴社に委託する保証の範囲は、表記ローン取引によるバックアップローン・ローン規定にもとづき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務とします。
2. バックアップローン・ローン規定の内容が変更されたときは、本約款にもとづく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
3. 貴社による保証は、貴社が保証を適当と認め保証決定をした後、これに基づいて銀行が貸越極度を設定した時に成立するものとします。
4. 本約款にもとづく保証委託の有効期限は、私と銀行との間のバックアップローン・ローン規定による取引期限と同一とし、取引期限が更新され、または期間延長されたときは、当然に保証委託の有効期限も更新され、または本契約にもとづく保証委託の期間も延長されるものとします。
5. 前項1の保証内容は、この約款のほかバックアップローン・ローン規定の各条項によるものとします。

第2条（約款の遵守）

私が貴社の保証を得て銀行から融資を受ける場合、本約款ならびにバックアップローン・ローン規定に記載の各条項を遵守し、期日に遅滞なく元利金を支払います。

第3条（代位弁済）

1. 貴社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私は、貴社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 貴社が銀行に対して代位弁済をした場合、私は、銀行が私に対して有していたいっさいの権利が貴社に継承されることに異議ありません。
3. 前項により貴社が継承した権利を行使する場合、バックアップローン・ローン規定および本約款の各条項が適用されるものとします。

第4条（求償権）

前条により貴社が銀行に対して代位弁済した場合、私は次の各号に定める求償権および関連費用について弁済の責を負い、その合計額をただちに貴社に支払います。

- (1) 前条により貴社が代位弁済した全額。
- (2) 貴社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (3) 前号(1)、(2)の金額に対する貴社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行を完了する日まで年14.0%の割合（年365日の日割り計算）による遅延損害金。
- (4) 貴社が私に対し、前号(1)から(3)の金額を請求するために要した費用の総額。

第5条（求償権の事前行使）

1. 私が次の各号の一つにでも該当した場合には、貴社から通知催告等がなくても、当然に貴社に対し、あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
 - (1) 破産、民事再生手続開始等債務整理に関して裁判所の関与する手続きの申立があったとき。
 - (2) 営業廃止の表明、弁護士等への債務整理の委任等、支払停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 私の銀行の預金、その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5) 行方不明となり、貴社ならびに銀行より私に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
2. 次の場合には、貴社の請求によって前項と同様あらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
 - (1) 私が貴社の保証を受けている債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 私がこの約款に違反したとき。
 - (3) 私が表記ローン申込に際し虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (4) 前号(1)から(3)に準ずるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは貴社からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとします。

第6条（求償権の担保）

私は、貴社が債権保全のため必要と認め請求されたときは、ただちに貴社の承認する担保を差し入れ、また連帯保証人をたて、追加します。

第7条（費用の負担）

貴社が求償権保全のために要した費用ならびに第3条によって取得された権利の保全もしくは行使に要した費用はすべて私が負担します。

第8条（返済の充当順序）

私の返済した金額が、貴社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

第9条（保証料、手数料）

1. 貴社の保証に対して私が支払う保証料は、貴社所定の方法で計算した金額とします。
2. 私の支払う保証料が借入金利に含まれている場合には、その保証料を貴社所定の日に銀行より支払うものとします。

第10条（調査）

1. 貴社は、この保証に関して、私の資産、収入、信用等について調査できるものとします。
2. 私は前項の調査について、貴社からの請求を受けたときは、ただちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。

第11条（通知義務）

1. 私は、氏名、住所、勤務先等に変動があったとき、および貴社の求償権行使に影響ある事態が発生したときはただちに貴社に通知します。
2. 私が前項の届出を怠ったため、貴社が私から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかった時でも通常到達すべきときに到達したものとします。

第12条（連帯保証人）

1. 連帯保証人はこの約款の各条項を承認し、この約款に定めるいっさいの債務につき保証委託者と連帯して履行の責を負います。
2. 連帯保証人は表記ローン取引による当座貸越契約に基づき、保証委託者が銀行に対して負担する債務を連帯保証人が銀行に対して代位弁済したとしても、この債務について連帯保証を約している貴社に対して何らの求償を致しません。
3. 連帯保証人は貴社が相当と認めるときは担保または他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。

第13条（成年後見人等の届出）

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について補助・保佐・後見が開始された場合、ただちに成年後見人等の氏名・その他必要な事項を書面によって貴社に届出します。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、私について任意後見監督人の選任がなされた場合、ただちに任意後見人の氏名、その他必要な事項を書面によって貴社に届出します。
3. 私またはその代理人は、私についてすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項1. 2.と同様に貴社に届出します。
4. 私またはその代理人は、前項1から前項3の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に貴社に届出します。
5. 前項1から前項4の届出の前に生じた貴社の損害については、貴社の責めに帰すべき事由による場合を除き、貴社は責任を負わないものとします。

第14条（公正証書の作成）

私は、貴社からの請求を受けたときは、ただちに求償債務に関し強制執行の認諾条項ある公正証書の作成に関するいっさいの手続きをします。このために要した費用は私が負担するものとします。

第15条（規約の変更）

1. 約款の内容を変更する場合、貴社は私に変更内容および変更日を銀行のホームページに掲載することにより通知するものとします。
2. 変更内容に関する通知または公告がされた後に、私がバックアップローン・ローン規定にもとづく取引をした場合、貴社は私が変わった内容を承認したものとみなすことができるものとします。

第16条（管轄裁判所の合意）

私は本約款に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、貴社の本社所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 私および保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私および保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、私は貴社の請求によって、貴社に対しあらかじめ求償債務を負い、ただちに異議なく債務全額を返済します。
4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合であっても、私は貴社にならぬ請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の返済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上

個人情報の取り扱いに関する同意条項【株式会社 第四銀行・第四信用保証株式会社】

第1条 【個人情報の取得・保有・利用】

株式会社第四銀行（以下「銀行」という）及び第四信用保証株式会社（以下「保証会社」という）は、借入申込人の借入申込（当座貸越契約及び保証委託契約を含む。以下「本契約」という。）の与信取引時の判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を取得し、保護措置を講じた上で共同して利用します。但し、⑦の情報については、保証会社のみが利用するものとします。

（取得・利用する個人情報の内容）

- ① 借入申込人が所定の申込書に記入、申告した借入申込人の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
- ② 本契約に関する申込日、契約日、契約の種類、契約額、制度名、返済回数、返済開始後の利用残高、月々の返済状況
- ③ 本契約に関する借入申込人の返済能力を調査するため又は返済途上における返済能力を調査するため、借入申込人が所定の申込書に記入、申告した借入申込人の資産、負債、収入、支出、銀行及び保証会社が取得した取引履歴及び過去の債務の返済状況
- ④ 借入申込人又は公的機関から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑤ 犯罪収益移転防止法で定める書類等の記載事項
- ⑥ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑦ 第3条（2）に記載されている個人情報機関から取得した借入申込人の個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等の本人情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）
- ⑧ ボイスレコーダー等にて取得した借入申込人等の音声等

第2条 【個人情報の利用・利用中止の申出】

- (1) 銀行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、借入申込人の個人情報を適法かつ適切な手段により取得し、以下の業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- ② 公共債及び投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等法令等により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- ③ その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

借入申込人から取得した個人情報は、銀行及び銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用します。
なお、特定の個人情報の利用目的が、法令に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しません。

また、借入申込人にとって銀行が取得する個人情報の利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等にご回答いただく際には、回答内容をアンケート集計のためのみに利用する等、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受け付けのため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取り引きにおける管理のため
- ④ 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して個人情報や加盟する個人情報機関に提供する場合やあらかじめ登録いただいたビジネスマッチング情報等を銀行の取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ 借入申込人との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品及びサービスの研究・開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取り引きの解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、借入申込人とのお取り引きを適切かつ円滑に履行するため

- (2) 前項の利用目的の範囲内で銀行が当該情報を利用している場合であっても、ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案について、銀行に中止の申し出があった場合は、銀行は業務運営上支障がない範囲で、それ以降の利用を中止する措置をとります。

第3条 【個人情報機関への登録・利用】

- (1) 保証会社は、保証会社が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に照会し、借入申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産宣告等の官報情報、電話帳記載の情報等を含む。）が登録されている場合には、それを借入申込人との与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。但し、割賦販売法39条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために、それを利用します。本契約について、銀行は、銀行が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関に照会しないものとします。
- (2) 銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関は以下の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載するものとします。また、本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

銀行・保証会社加盟	全国銀行個人情報センター（以下「KSC」） TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
	株式会社 日本信用情報機構（以下「JICC」） TEL 0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/
保証会社加盟	株式会社 シー・アイ・シー（以下「CIC」） TEL 0120-810-414 http://www.cic.co.jp/

- (3) 銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関（KSC、JICC、CIC）は、相互に提携しております。
- (4) 借入申込人の本契約に関する客観的な取引事実（本契約が不成立の場合の当該申込をした事実を含む）に基づく個人情報（その履歴を含む）は、銀行及び保証会社の加盟する個人情報機関に下表に定める期間登録され、銀行及び保証会社が加盟する個人情報機関及び同機関と提携する個人情報機関の加盟会員により、借入申込人との与信取引上の判断のため利用されます。

登録される個人情報	個人情報機関名と登録期間		
	KSC	JICC	CIC
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	同左	同左
契約日、契約額、契約種類、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間
保証会社が加盟する個人情報機関から取得した借入申込人の個人情報（氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先等の本人情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）	当該利用日から1年を超えない期間	照会日から6ヶ月以内	同左
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	/	
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	同左	同左
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	契約継続中及び契約終了後5年以内	受付日より5年以内
与信自粛申出、その他の本人申告情報	/		契約継続中及び契約終了後5年以内
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	/	

- (5) 前項の個人情報は、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報機関及びその加盟会員によって相互に提供・利用されます。

第4条 【個人情報の開示・訂正・削除】

- (1) 借入申込人は、銀行・保証会社及び第3条（2）に記載されている個人情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、銀行及び保証会社は、速やかに訂正又は削除に応ずるものとします。

第5条 【本同意条項に不同意の場合】

銀行及び保証会社は、借入申込人が本契約に必要な記載事項（契約書表面で借入申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条（2）に定める、銀行の各種ご提案に対する中止の申出があっても、これを理由に銀行及び保証会社が本契約をお断りすることはありません。

第6条 【本契約が不成立の場合】

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条（4）に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条 【個人情報の第三者提供】

本契約に係る債権は、債権譲渡（証券化目的を含む）という形式で、銀行又は保証会社から他の事業者等に移転することがあります。その際、契約者の個人情報は、当該債権譲渡のために必要な範囲内で債権譲渡先又は証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されます。

第8条 【条項の変更】

本同意条項は、法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条 【お問い合わせ窓口】

本同意条項に関するお問い合わせ、個人情報の利用中止申出及び開示・訂正・削除の請求は、以下の窓口をお願いします。

株式会社 第四銀行 本・支店、コンタクトセンター、ローンセンター及び
コンサルティングプラザ
第四信用保証株式会社 お客様相談室 TEL 025-225-0621(代)

銀行の業務内容、個人情報の利用目的、並びに利用中止申出、開示・訂正・削除の請求手続きにつきましては、銀行のホームページ（<http://www.daishi-bank.co.jp/>）にも掲載します。

なお、個人情報機関に登録されている個人情報の開示は、第3条（2）に記載の個人情報機関で行うものとします。（銀行・保証会社では行うことができません。）

以上

お申込後も必ず保管してください。再交付はお取引店にお申し出ください。